

議案・行政関係説明資料

専決関係

■第52号議案 専決処分の承認を求めることについて

○令和2年度加須市一般会計補正予算(第13号)

No.	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	資料番号	備考
1	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の給付に要する経費	71,092	資料1	
2	新型コロナウイルスワクチン接種事業	ワクチン接種における災害時要援護者名簿登録者の移動支援に要する経費	7,883	資料2	
合計			78,975		

■第53号議案 専決処分の承認を求めることについて

条例名	趣旨	資料番号	備考
加須市税条例等の一部を改正する条例	地方税法の一部改正に伴い、住宅ローン控除の見直しに伴う個人市民税の措置の延長、固定資産税の負担調整措置等の延長及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長などをすること。R3.4.1施行	資料3	

■第54号議案 専決処分の承認を求めることについて

条例名	趣旨	資料番号	備考
加須市都市計画税条例の一部を改正する条例	地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の負担調整措置の延長及び令和3年度における特別な負担調整措置を定めること。R3.4.1施行	資料4	

■第55号議案 専決処分の承認を求めることについて

○令和3年度加須市一般会計補正予算(第1号)

No.	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	資料番号	備考
1	新型コロナウイルスワクチン接種事業	令和3年5月8日から開始の集団接種等の準備として、必要物資や作業等に要する経費	14,916	資料2	

予算関係

■第56号議案 令和3年度加須市一般会計補正予算(第2号)

総計 720,544 千円

○新型コロナウイルスワクチン接種予算

No.	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	資料番号	備考
1	新型コロナウイルスワクチン接種事業	令和3年7月中に高齢者の接種を完了するとともに、順次対象者を拡大して接種を継続するため、9月までの集団接種を拡充する経費	70,636	資料2	

○新型コロナウイルス感染症対策予算

No.	3本柱の 取組	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	資料番号	備考
1	感染予防	庁舎維持管理事業	感染症予防及び熱中症対策のための本庁舎会議室等の空調設備設置工事	5,220	資料5	
2		民間放課後児童健全育成事業	民間放課後児童健全育成成室における新型コロナウイルス感染症対策への支援	8,662	資料6	※
3		こんには赤ちゃん事業	感染症予防対策のための消毒液等の購入	133	資料7	
4		学校ICT教育活用事業	授業目的公衆送信補償金制度への対応及び家庭での端末利用に要する経費	1,827	資料8	
5		小学校健康推進事業	市立小学校1年生へのネッククーラーの配布	1,084	資料9	
6		小学校施設整備事業	感染症予防対策のための校舎内トイレの洋式化及び熱中症対策のためのミストシャワー交換修繕	151,991	資料10 資料11	
7		中学校施設整備事業	感染症予防対策のための校舎内トイレの洋式化及び熱中症対策のためのミストシャワー交換修繕	105,008		
8			図書館管理運営事業	感染症予防対策のための除菌ボックス等の購入等	1,815	資料12
9	生活支援	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ふたり親世帯分)支給事業	子育て世帯生活支援特別給付金(ふたり親世帯分)の給付に要する経費	94,371	資料13	
10		加須クリーンセンターごみ処理事業	トラックスケール及び計量システムの更新工事	14,196	資料14	
11		学校教育管理事業	修学旅行等を中止・延期した場合の負担金の補助	8,500	資料15	
12	事業者支援	観光サイクリング推進事業	デジタルスタンプラリー実施に要する経費	1,601	資料16	
合計				394,408		

※については、次頁「○新型コロナウイルス感染症対策以外の予算」にも計上あり

○新型コロナウイルス感染症対策以外の予算

No.	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	資料番号	備考
1	企業版ふるさと納税促進事業	企業版ふるさと納税寄附実績に伴う委託費の増	121	資料17	
2	水と緑と文化のまちづくり基金事業	企業版ふるさと納税による寄附金増額分を基金に積立	1,100		
3	(仮称)北川辺コミュニティセンター整備事業	(仮称)北川辺コミュニティセンター整備に伴う備品の購入等	13,635	資料18	
4	子どもの居場所づくり事業	(仮称)北川辺コミュニティセンター内キッズルーム設置に伴う備品の購入	4,185	資料19	
5	民間放課後児童健全育成事業	高柳放課後児童健全育成室の駐車場整備に要する経費	352	資料20	※
6	担い手育成支援事業	農業用機械を導入する農業者に対する補助	6,028	資料21	
7	幹線用排水路改修事業	下高柳地内などの排水路の改修	20,800	資料22	
8	枝線用排水路改修事業	中通用排水路などの改修	49,400		
9	物産観光協会支援事業	加須市観光サイクリング「KAZOLING」を活用した事業造成に向けた物産観光協会に対する支援	10,300	資料23	
10	道路維持管理事業	市道134号線などの舗装工事	104,700	資料24	
11	幹線道路側溝事業	市道228号線の側溝整備	24,500		
12	生活道路新設改良事業	市道5582号線の測量・設計	8,000		
13	生活道路側溝事業	市道大2250号線の側溝整備	11,000		
14	学習指導改善研究事業	「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」における道徳推進モデル校の事業実施に要する経費	756	資料25	
15	図書館管理運営事業	童謡のふる里おとね図書館の浄化槽プロア修繕	623	資料26	※
合計			255,500		

※については、前頁「○新型コロナウイルス感染症対策予算」にも計上あり

条例関係

■第57号議案～第63号議案

議案 番号	条例名	趣旨	資料番号	備考
57	加須市協働によるまちづくり推進条例の一部を改正する条例	第2次加須市総合振興計画基本構想において新たな将来都市像を定めたことに伴い、規定の整備をすること。公布の日施行	資料27	
58	加須市行政組織条例及び加須市都市計画審議会条例の一部を改正する条例	第2次加須市総合振興計画基本構想において、都市部と農村部のバランスを図りながら便利で暮らしやすい住環境を形成していくこととしたことから、計画的な土地利用や、道路、水路、公園など整備を一体的に推進すること。R3.7.1施行	資料28	
59	加須市個人情報保護条例等の一部を改正する条例	番号法の一部改正に伴い、規定の整備をすること。R3.9.1施行	—	
60	加須市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	行政不服審査法施行令の一部改正を踏まえ、審査申出書等への押印を要しないこととすること。公布の日施行	資料29	
61	加須市税条例の一部を改正する条例	地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の非課税限度額の判定に用いる扶養親族の範囲を見直すとともに、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例を定める等すること。R4.1.1施行ほか	資料30	
62	加須市手数料条例の一部を改正する条例	番号法の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行することとされたため、個人番号カードの再交付の手数料に係る規定を削ること。R3.9.1施行	資料31	
63	加須市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例	生産緑地法の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定め、当該区域の面積の下限を引き下げることにより、生産緑地地区の保全を図ること。公布の日施行	資料32	

事件関係**■第64号議案～第68号議案**

議案番号	事件名	趣旨	資料番号	備考
64	財産の取得について	災害用備蓄物品を収納する備蓄倉庫(35棟)を取得すること。	—	
65	市道路線の廃止について	開発行為に伴い不用路線となる道路を廃止すること。(市道1331号線及び市道1332号線)	—	
66	市道路線の認定について	道路利用状況により再編成される道路を市道として管理するため認定すること。(市道174号線ほか2路線)	—	
67	市道路線の廃止について	道路利用状況に伴う再編成により不用路線となる道路を廃止すること。(市道118号線ほか3路線)	—	
68	市道路線の廃止について	道路利用状況により不用路線となる道路を廃止すること。(市道4196号線)	—	

議案以外**■行政関係説明資料**

No.	題名	資料番号	備考
1	第20回県外避難者宅への戸別訪問(郵送による調査)を実施	資料33	

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給

こども局子育て支援課

低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給

■ 事業名

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業

■ 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、食費等による支出の増加など、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します。

なお、ふたり親世帯については、令和3年7月中旬以降に子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）の支給を開始する予定です（資料13参照）。

■ 補正予算の概要

（1）支給概要

支給対象者	①児童扶養手当の支給を受けている者【申請不要】
	②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者【要申請】
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者【要申請】
給付額	児童1人当たり一律5万円
支給スケジュール	①の対象者：令和3年5月11日（支給済）
	②③の対象者：令和3年5月以降、随時申請（令和4年2月28日まで）・支給

（2）予算の内訳

区分	内容	金額
事業費	給付金（児童1人につき5万円×1,338人）	66,900千円
事務費	会計年度任用職員報酬、システム改修費等	4,192千円
合計		71,092千円

■ 補正予算額 71,092千円【国庫補助金あり】

〔財源内訳〕国：71,092千円（補助率10/10）子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業費補助金

新型コロナワクチン接種を拡充

健康医療部健康医療推進課

早期の接種完了を目指して、現在実施している高齢者へのワクチン接種を更に加速し、順次接種対象を拡大するため、集団接種を拡充

■ 事業名

新型コロナウイルスワクチン接種事業

■ 補正予算の概要

(1) 第 52 号議案 令和 2 年度補正予算（第 13 号）R3. 3. 31 専決処分

災害時要援護者名簿に登録された方のワクチン接種会場への移動を支援

○1 人当たり 2,000 円分の「ちょこっとおたすけ絆サポート券」を配布

(2) 第 55 号議案 令和 3 年度補正予算（第 1 号）R3. 4. 23 専決処分

令和 3 年 5 月 8 日から集団接種、5 月 10 日から個別接種が開始されることにより、必要な経費がより具体化されたことに伴う予算措置

○ワクチン接種円滑化システム (V-SYS) の入力補助や転入者への接種券の追加交付等を行う会計年度任用職員の給与

○高齢者福祉施設でのワクチン接種時の補助となる看護師の謝金

○集団接種会場のテント設営 など

(3) 第 56 号議案 令和 3 年度補正予算（第 2 号）

【ワクチンのみ】

令和 3 年 7 月中に 65 歳以上の高齢者の方の接種を着実に完了させるとともに、順次、基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設等従事者の方、64 歳以下の方の接種を迅速に開始するため、国の補助金の対象期間である当面 9 月までの集団接種について、拡充する経費等

○集団接種従事者の時間外勤務手当

○集団接種会場のテント設営

○集団接種に協力していただく看護師の謝金

○予約センターの電話回線追加

○ワクチン運搬に係る委託料 など

〔接種会場・接種人数の拡充〕

現行		
月	会場数	接種人数(回数)
5~7月	10会場	900人分(1,800回)
8~9月	-	-
合計	10会場	900人分(1,800回)

※ 定員 180 人



拡充後		
月	会場数	接種人数(回数)
5~7月	30会場	3,570人分(7,140回)
8~9月	40会場	4,800人分(9,600回)
合計	70会場	8,370人分(16,740回)

※ 定員 240 人 (5/8 以外)

〔接種スケジュール (5 月~7 月)〕 30 会場

会場となる施設	現行(10 会場)	拡充(+20 会場)
加須保健センター	5/8 5/29	6/26 7/3 7/4 7/17 7/24 7/25
騎西健康福祉センター	5/15 6/5	6/19 7/3 7/4 7/10 7/24 7/25
北川辺健康福祉センター	5/22 6/12	6/26 7/17
大利根健康福祉センター	5/29 6/19	7/10 7/31
花崎コミュニティセンター	6/5 6/26	6/12 7/3 7/10 7/31

〔接種スケジュール (8 月~9 月)〕 40 会場 詳細未定

■ **補正予算額【国庫補助金あり】**

	R2 補正 13 号 (R3. 3. 31)	R3 補正 1 号 (R3. 4. 23)	R3 補正 2 号
人員体制の整備	1,453 千円	4,178 千円	29,839 千円
高齢者施設でのワクチン接種		5,954 千円	
集団接種会場の準備		4,784 千円	21,091 千円
要援護者の支援	6,430 千円		
ワクチン予約センターの充実			18,422 千円
安全なワクチン運搬			1,284 千円
計	7,883 千円	14,916 千円	70,636 千円

これまでの新型コロナウイルスワクチン接種事業費との累計 868,779 千円

〔財源〕 国：新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

市：財政調整基金

加須市税条例の一部改正

総務部税務課

住宅ローン控除の見直しに伴う個人市民税の措置の延長、固定資産税の負担調整措置等の延長及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長など

■ 条例の名称

加須市税条例等の一部を改正する条例

■ 改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税、固定資産税及び軽自動車税に係る規定等を改正すること。

■ 主な改正内容

(1) 個人市民税について

① 源泉徴収関係書類の電子提出に係る税務署長の承認の廃止

給与等の支払いを受ける者が、その支払者に対し、扶養親族申告書等に記載すべき事項を書面に代え、電磁的記録により提供する場合において、要件となる税務署長から支払者への承認を不要とすること。

② 住宅ローン控除の見直しに伴う個人市民税の措置の延長

新型コロナウイルス感染症等の影響により入居が遅れた場合でも、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を 13 年間とする特例措置の適用期限を 1 年延長すること。

(2) 固定資産税について

① 土地に係る負担調整措置等の延長

宅地等に対する固定資産税の負担調整措置等の期間を令和 5 年度まで延長すること。

② 令和 3 年度における特別な土地の負担調整措置

令和 3 年度に限り、負担調整措置により固定資産税の課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置くこと。

(3) 軽自動車税について

① 環境性能割の臨時的軽減の延長

自家用の軽自動車を取得した場合の環境性能割の税率について、1%軽減する特例措置の適用期限を令和 3 年 12 月 31 日まで延長すること。

② 種別割のグリーン化特例の見直し

軽自動車のグリーン特例について、対象車の重点化及び基準の切替えを行った上、適用期限を令和 5 年 3 月 31 日まで延長すること。

■ 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

加須市都市計画税条例の一部改正

総務部税務課

都市計画税の負担調整措置の延長及び令和 3 年度における特別な負担調整措置

■ 条例の名称

加須市都市計画税条例の一部を改正する条例

■ 改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、都市計画税に係る規定等を改正すること。

■ 主な改正内容

都市計画税について

① 土地に係る負担調整措置の延長

宅地等に対する都市計画税の負担調整措置の期間を令和 5 年度まで延長すること。

② 令和 3 年度における特別な土地の負担調整措置

令和 3 年度に限り、負担調整措置により都市計画税の課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置くこと。

■ 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

市役所本庁舎内に個別空調設備を設置

総務部総務課

市役所本庁舎内における感染リスク低減及び熱中症予防のため、会議室等3箇所に個別空調設備を設置

■ 事業名

庁舎維持管理事業

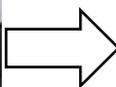
■ 目的

市役所本庁舎は、熱源機器からの冷温水によるセントラル空調（中央式空調）を行っていますが、熱源から遠いために冷暖房の効きが悪い部屋及びセントラル空調が稼働しない時間（土日、早朝及び夜間）に使用する部屋について、新型コロナウイルス感染症予防対策及び熱中症対策として、個別空調設備を設置するものです。

■ 補正予算の概要

設置箇所	階数	場所	台数	理由
説明者控室	4階	西端	1台	○感染症対策として実施した執務スペースの配置換えにより庁舎内の会議室が減少し、使用頻度が増加 ○機械室（東側別館棟1階）にある熱源機器から遠く、冷暖房の効きが悪い
501会議室	5階	西端	1台	
行政委員会室	5階	北側	1台	○選挙執行時にセントラル空調が稼働しない時間（土日、早朝及び夜間）に使用 ○執務スペースの配置換えにより個別空調機器がない執務室に移動した

〔設置イメージ〕



■ 補正予算 5,220千円

民間放課後児童健全育成室における 新型コロナ感染症対策

こども局こども保育課

民間放課後児童健全育成室における新型コロナ感染症対策への支援

■ 事業名

民間放課後児童健全育成事業

■ 目的

民間放課後児童健全育成室における新型コロナウイルス感染症対策を支援するため、国の「子ども・子育て支援交付金」を活用し、感染症対策に要する費用の一部を助成します。

また、増加する感染症対策物品が保育スペースを圧迫している学童保育室について、児童の安心安全な環境を整備するため、物置を設置します。

■ 補正予算の概要

(1) 感染症対策のための委託料の増額（子ども・子育て支援交付金を活用）

民間学童クラブが行う新型コロナウイルス感染症対策に要する備品購入等の一部を委託料として交付します。

対象	市内の民間学童クラブ 17施設(21支援単位)
民間学童クラブが行う感染症対策	○感染症対策備品の購入 消毒関係物品、非接触型体温測定モニター、マスク、ゴム手袋、ハンドソープ、掃除機、空気清浄機など ○感染症対策に係る職員の超過勤務手当
委託料交付額	8,143千円（1支援単位の上限40万円）

(2) 種足放課後児童健全育成室への物置の設置

種足放課後児童健全育成室においては、収納場所が不足しており、増加する新型コロナウイルス感染症対策物品等が保育スペースを圧迫しているため、保育室内が密となってしまうことから、保育室の外に物置を設置します。

物置購入費	519千円
-------	-------

■ 補正予算額 8,662千円【国・県補助金あり】

〔財源内訳〕 国：2,714千円（補助率1/3）子ども・子育て支援交付金

県：2,714千円（補助率1/3）放課後児童健全育成事業補助金

市：3,234千円

こんにちは赤ちゃん事業における感染症対策

こども局子育て支援課

コロナ禍においても「こんにちは赤ちゃん事業」が安全に実施できるよう衛生管理に必要な消耗品等を購入

■ 事業名

こんにちは赤ちゃん事業

■ 目的

こんにちは赤ちゃん事業は、出生後間もない時期に親の不安や悩みを聴取し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、適切な支援やサービス提供に結び付けるため、生後4箇月までの乳児のいる全ての家庭を助産師、保健師が訪問するものです。

コロナ禍においても、事業が安全に実施できるよう衛生管理に必要な消耗品等を購入するものです。

■ 補正予算の概要

購入備品	数量	予算額
手指消毒液	60本	80千円
物品消毒用ウェットティッシュ	600個	53千円
合計		133千円

■ 補正予算額 133千円 【国・県補助金あり】

〔財源内訳〕 国：44千円（補助率1/3）子ども・子育て支援交付金

県：44千円（補助率1/3）乳児家庭全戸訪問事業等補助金

市：45千円

ICTを活用した教育の推進

学校教育部学校教育課

Wi-Fi環境がない家庭へのモバイルルータの貸与 オンライン授業等における著作物の利用に係る補償金の支払い

■ 事業名

学校ICT教育活用事業

■ 目的

(1) モバイルルータの貸与について

新型コロナウイルスへの感染を防止するため、やむを得ず登校できない児童生徒に対して、市で整備した端末の家庭への持ち帰りを認めるとともに、Wi-Fi環境がない家庭には通信費込みのモバイルルータを貸与して、授業のリアルタイム配信やドリルソフトを利用した家庭学習等の機会を提供するものです。

(2) 授業目的公衆送信補償金の支払いについて

著作権法の改正で創設された授業目的公衆送信補償金制度^{*}の開始に伴い、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会に対し、令和3年5月1日現在の児童生徒数に応じた補償金を支払うものです。

※授業目的公衆送信補償金制度について

授業のための著作物の公衆送信（インターネット送信等）について、学校の設置者が、文化庁の指定する権利団体に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用できる制度

コロナ禍におけるオンライン授業等のニーズの高まりに伴い、令和2年4月28日から施行し、令和2年度に限って特例的に補償金が無償とされた。

■ 補正予算の概要

(1) モバイルルータの貸与について

区分	積算	予算額
モバイルルータ (5GB/月)	8,000円(通信料込月額)×8台(想定貸与台数)×9箇月(R3.7~R4.3)	576千円

※貸与が必要になった時点で、モバイルルータを速やかに手配します。

(2) 授業目的公衆送信補償金の支払いについて

区分	積算	予算額
小学生	@120円×5,243人(R3.5.1現在)×1.1	692千円
中学生	@180円×2,821人(R3.5.1現在)×1.1	559千円
合計		1,251千円

■ 補正予算額 1,827千円

登下校時の熱中症対策として ネッククーラーを配布

学校教育部学校教育課

登下校時のマスク着用のための熱中症対策として、小学校新1年生に
ネッククーラーを配布

■ 事業名

小学校健康推進事業

■ 目的

新型コロナウイルス感染症対策として、市立小・中学校の児童・生徒は登下校時等にマスクを着用していますが、高温多湿の環境下におけるマスク着用は熱中症のリスクが高まるとされています。こうした状況の中、令和2年度に実施した市立小・中学校の児童・生徒全員へのネッククーラーの配布は、熱中症対策として大きな効果がありました。

そこで、令和2年度に配布を受けていない小学校の新1年生を対象としてネッククーラーを配布することにより、熱中症対策を万全にし、児童の健康の保持と効果的な教育活動の充実を図ります。

■ 補正予算の概要

○ネッククーラーの購入 $1,050 \text{ 円} \times 939 \text{ 人分} \times 1.1 \div 1,084 \text{ 千円}$

（人数の内訳）	
令和3年度新1年生	829人
各小学校予備 5本×22校	=110人

■ 補正予算額 1,084千円

小中学校トイレの洋式化

生涯学習部教育総務課

新型コロナ感染症対策及び教育環境の充実のため、小・中学校トイレの便器の洋式化を推進

■ 事業名

- ①小学校施設整備事業
- ②中学校施設整備事業

■ 目的

(1) 趣旨

これまで、小・中学校のトイレの整備については、計画的に実施する校舎全体の大規模改造工事の中で、洋式化を含めた全面的な改修を進めてきましたが、次の理由により、小・中学校のトイレの洋式化を加速します。

(2) 理由

感染症対策	国から感染予防策として、トイレの水洗時に便器の蓋を閉めてから流すという事例が示されていること。
洋式トイレの普及	社会全体のトイレの洋式化が進み、和式便器を使用した経験のない児童が、入学時に戸惑う事例があること。
避難場所	学校は、災害時の避難場所であり、多くの市民が利用する可能性があること。

■ 補正予算の概要

(1) 補正予算額の内訳

便器取付工事費	1基当たり 616 千円×372基（校舎内）=229,152 千円
工事監理委託費	11,457 千円
設計委託費	16,040 千円

(2) 基本的な整備方針

- 校舎内のトイレを先行して整備（体育館及び屋外のトイレは令和4年度以降に予算計上予定）
- 原則トイレ1箇所、和式便器1基を残し他の全ての便器を洋式化
- 便器交換以外の改修を必要最小限にとどめ、期間を短縮

(3) 学校校舎トイレの洋式化率

	便器総数	洋便器数	和便器数	洋式化率
現状	1,314 基	600 基	714 基	45.7%
整備後(予定)		984 基	330 基	74.9%

■ 補正予算額 ① 151,781 千円

② 104,868 千円

学校における熱中症対策として ミストシャワーを活用

生涯学習部教育総務課

児童・生徒のマスク着用のための熱中症対策として、ミストシャワーを活用

■ 事業名

- ①小学校施設整備事業
- ②中学校施設整備事業

■ 目的

新型コロナウイルス感染症対策として、市立小・中学校の児童・生徒は校内でマスクを着用していますが、高温多湿の環境下におけるマスク着用は熱中症のリスクが高まるとされています。

そこで、熱中症対策を万全にするため、小・中学校に設置しているミストシャワーが劣化し、使用できないものが生じていることから、これを交換修繕し、児童の健康の保持と効果的な教育活動の充実を図ります。

■ 補正予算の概要

ミストシャワーノズル・ホース交換修繕

- | | | |
|------------|----|-------|
| ①小学校施設整備事業 | 9校 | 210千円 |
| ②中学校施設整備事業 | 6校 | 140千円 |

■ 補正予算額 ① 210千円

② 140千円

図書館における新型コロナ感染予防対策

生涯学習部図書館課

図書館における新型コロナ感染防止対策を更に強化するため、非接触型体温測定モニター・除菌ボックスを整備

■ 事業名

図書館管理運営事業

■ 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、各図書館の施設入口に非接触型体温測定モニターを設置するとともに、紫外線照射により図書に付着したウイルスを不活性化する除菌ボックスの設置により、来館者が安心して図書館サービスを利用できる環境を整備します。

■ 補正予算の概要

購入備品	設置場所	積算	予算額
非接触型体温測定モニター	北川辺図書館 童謡のふる里おおとね図書館 (他2館は設置済)	275,000円 ×2台	550千円
除菌ボックス	加須図書館 騎西図書館 北川辺図書館 童謡のふる里おおとね図書館 (全ての図書館)	316,250円 ×4台	1,265千円

■ 補正予算額 1,815千円

子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）の支給

こども局子育て支援課

低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）を支給

■ 事業名

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）支給事業

■ 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、食費等による支出の増加など、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）を支給します。

なお、ひとり親世帯については、令和3年5月から子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を開始しています（資料1参照）。

■ 補正予算の概要

（1）支給概要

支給対象者	①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 【申請不要】
	②上記①のほか、対象児童（令和3年3月末時点で18歳までの子（障害児については20歳未満）（令和4年2月末までに生まれる新生児を含む。）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者 【要申請】 ○令和3年度分の住民税均等割が非課税である者 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者
給付額	児童1人当たり一律5万円
支給スケジュール	①の対象者：令和3年7月中旬 ②の対象者：令和3年7月中旬以降随時申請・支給を開始

（2）予算の内訳

区分	内容	金額
事業費	給付金（児童1人につき5万円×1,779人）	88,950千円
事務費	会計年度任用職員報酬、システム改修費等	5,421千円
合計		94,371千円

■ 補正予算額 94,371千円 【国庫補助金あり】

〔財源内訳〕 国：94,371千円（補助率10/10）子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）支給事業費補助金

加須クリーンセンタートラックスケール及び計量システムの更新

環境安全部資源リサイクル課

新型コロナ感染症の影響によるクリーンセンターへの直接搬入の増加等に対応するため、老朽化した計量システム等を更新

■ 事業名

加須クリーンセンターごみ処理事業

■ 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、不要不急の外出を控えるなど市民の生活様式が変わり、家庭内での大掛かりな片付けや庭木類の手入れなどを行う時間が増え、クリーンセンターへの直接搬入者が増加しています。

また、同センターへの入退場時に実施する計量については、平成 10 年の建設当時に設置した計量システムを使用していることから、経年劣化が著しく、委託事業者が使用する計量カードの読み取り不良などが頻発しています。

こうしたことから、交通渋滞が発生し、それに伴う安全対策など新たな課題が発生しています。

そこで、安定的な計量業務、入退場時間の短縮による作業効率の向上及び渋滞の解消を図るため、トラックスケール及び計量システム機器等を更新するものです。



■ 補正予算の概要

トラックスケール及び計量システム更新工事 14,196 千円

■ 補正予算額 14,196 千円

修学旅行等のキャンセル料を支援

学校教育部学校教育課

保護者の経済的負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行等の延期・中止に係る費用を補助

■ 事業名

学校教育管理事業

■ 目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小・中学校の修学旅行や林間学校等の宿泊を伴う学習を延期又は中止とした場合、キャンセル料等が発生します。該当児童生徒の保護者が抱える経済的負担の軽減を図るため、当該キャンセル料等を補助します。

■ 補正予算の概要

- 小学校（修学旅行、林間学校） 1,500千円
- 中学校（修学旅行、スキー学校） 7,000千円

■ 補正予算額 8,500千円

KAZOLING デジタルスタンプラリーの開催

～KAZO×Cycling～

経済部観光振興課

加須市のサイクリングブランド「KAZOLING」と「加須グルメ」を活用したデジタルスタンプラリーによる市内事業所支援

■ 事業名

観光サイクリング推進事業

■ 目的

サイクリング観光は、コロナ禍においても、乗車中のソーシャルディスタンスの確保や運動不足の解消等、新しい生活様式での観光形態として期待されています。

新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊している市内事業所を支援するため、既存のかぞ観光サイクリングラリーの内容を拡充し、加須市独自のサイクリングブランド「KAZOLING」と「加須グルメ」とを活用したデジタルスタンプラリーとして開催します。

■ 補正予算の概要

(1) デジタルスタンプラリーについて

事業実施期間	令和3年9月～令和4年2月
参加要件	①自転車で移動すること。 ②QRコードの読み取り、GPS機能が使用できるスマートフォンを持っていること。
スタンプポイント	「ちょこっとおたすけ絆サポート券」を取り扱う飲食店舗等（コンビニ、スーパー、ファミリーレストランは除く。）へ募集をかけ、協力可能な事業所を設定
内容	①参加者は、スタンプポイントへ行き、食事や買い物をする。 ②会計時にスマートフォンでデジタルスタンプを取得する。 （1会計500円以上で1スタンプ） ③スタンプを10個集めたら応募する。
賞品等	2箇月毎に抽選を行い、合計100名に賞品を進呈 絆サポート券1,000円分+特産品詰め合わせ2,000円分

(2) 予算の内訳

項目	金額
システム制作費	999千円
チラシ、ポスター作成	143千円
賞品（絆サポート券）1,000円分×100名	100千円
賞品（加須市特産品詰め合わせ）2,000円分×100名	200千円
賞品郵送料1,590円×100名	159千円
合計	1,601千円

■ 補正予算額 1,601千円

企業版ふるさと納税制度による寄附金の受領

総合政策部政策調整課

(一社) 埼玉レディースベースボールと連携して寄附募集活動を行った結果、企業版ふるさと納税制度による寄附金を受領

■ 事業名

- ① 企業版ふるさと納税促進事業
- ② 水と緑と文化のまちづくり基金事業

■ 目的

本市では、埼玉西武ライオンズ・レディースの運営法人である(一社)埼玉レディースベースボールと相互に連携協力しながら、企業版ふるさと納税制度を活用して企業からの寄附を募り、加須市地域再生計画に位置付けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業による取組を推進しています。

連携協力しながら寄附募集活動を行った結果、企業からの寄附金を受領したため、寄附額に応じた業務委託費(成果型報酬)を支払うとともに、寄附金を基金に積み立てます。

■ 補正予算の概要

(1) 歳入

水と緑と文化のまちづくり寄附金 1,100 千円

(2) 歳出

① 企業版ふるさと納税支援業務委託料 121 千円

(成果型報酬)
寄附額の 10% + 消費税等
1,100,000 円 × 10% + 11,000 円

② 水と緑と文化のまちづくり基金元金積立金 1,100 千円

■ 補正予算額 (歳入) 1,100 千円

(歳出) ① 121 千円

② 1,100 千円

(仮称)北川辺コミュニティセンターの整備に伴う備品購入等

北川辺総合支所地域振興課

令和4年2月開館予定の(仮称)北川辺コミュニティセンターの運営に必要な備品購入及び電話・ネットワーク回線の整備

■ 事業名

(仮称)北川辺コミュニティセンター整備事業

■ 目的

施設や備品等の老朽化が進み耐震性も低い北川辺公民館の機能を北川辺中学校の一部スペースへ移転し、新たな地域活動の拠点施設「(仮称)北川辺コミュニティセンター」として、令和4年2月の開館を目指して整備しています。

そこで、利用者の利便性の向上はもとよりコミュニティ活動や地域活動の活性化を図るため、当該センターの運営に必要な会議テーブル、椅子、カーテン等の備品を購入するとともに、電話・ネットワーク回線を整備するものです。

■ 補正予算の概要

(1) 補正予算額の内訳

- 備品（会議テーブル、椅子、カーテン等）の購入費 13,286千円
- 電話回線及びネットワーク構築等工事費 349千円

(2) 整備スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
建物工事	内部改修・外壁塗装・外構工事等						開館
備品購入	契約手続				納品・設置		
電話・ネットワーク整備	契約・工事						
例規整備		条例改正	規則等の改正・市民への周知				
開館準備(人件費・消耗品・設備保守等)		補正予算		開館準備			

■ 補正予算額 13,635千円

(仮称)北川辺コミュニティセンター内キッズ ルームの整備

こども局子育て支援課

北川辺地域の子どもの居場所として（仮称）北川辺コミュニティセンター内にキッズルームを整備

■ 事業名

子どもの居場所づくり事業

■ 目的

北川辺地域における子どもの居場所として、令和4年2月開館予定の地域活動の拠点（仮称）北川辺コミュニティセンター内の一部スペースにキッズルームを設置するため、必要となる備品等を購入するものです。

■ 補正予算の概要

(1) 補正予算の内訳

キッズルーム備品の購入

項目	金額
多目的テーブル、絵本棚、整理箱等	958 千円
マット、ベンチ、シューズボックス	1,164 千円
パーティションドア、パーティションフェンス等	511 千円
壁面パネル、タイルカーペット等	1,045 千円
遊具	365 千円
児童書	142 千円
合計	4,185 千円

(2) キッズルーム面積

約44㎡

(3) スケジュール

- 令和3年12月～令和4年1月 キッズルーム備品納入・準備
- 令和4年2月 (仮称)北川辺コミュニティセンター開館

■ **補正予算額 4,185千円**

高柳放課後児童健全育成室の駐車場の修繕

こども局こども保育課

高柳放課後児童健全育成室の駐車場を修繕

■ 事業名

民間放課後児童健全育成事業

■ 目的

高柳放課後児童健全育成室の保護者が送迎に利用している砂利敷きの駐車場は、砂利が減り凹凸が激しい状態となり、利用者が転倒するおそれがあります。

そこで、安全の観点から早急に駐車場の修繕を実施します。

■ 補正予算の概要

駐車場修繕（砂利補充・重機による転圧等） 352 千円

■ 補正予算額 352千円

地域農業の担い手の育成・確保

経済部農業振興課

地域農業の担い手に対し、農業用機械等の導入費用の一部を補助

■ 事業名

担い手育成支援事業

■ 目的

地域農業の担い手の育成・確保を推進するため、県を通して交付される国の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ・融資主体型補助事業）」を活用し、経営規模の拡大や経営の複合化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入費用を補助します。

■ 補正予算の概要

(1) 補助対象者（＝国の交付金の採択を受けた者）

加須地域第2地区（法人）

(2) 採択要件

必須目標と併せて、1つ以上の事業関連取組目標について、具体的な数値目標を設定した上で、その目標を達成すること。

必須目標	付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大
事業関連取組目標	経営面積の拡大、農産物の価値向上、単位面積当たり収量の増加、経営コストの縮減、農業経営の複合化、農業経営の法人化

(3) 補助金の額

補助金額＝事業費（農業用機械の購入額）－融資額－自己資金額

※事業費の3/10以内（最大1,500万円）

機械	事業費	補助金額
コンバイン 1台 他	13,200 千円	3,600 千円
籾摺り機 1基	2,772 千円	756 千円
乾燥機 1基	3,463 千円	944 千円
大豆選別選粒機 1式	1,570 千円	428 千円
大豆粗選機 1基	1,100 千円	300 千円
合計	22,105 千円	6,028 千円



■ 補正予算額 6,028千円 【県補助金あり】

〔財源内訳〕 県：6,028 千円（補助率 3/10）経営体育成条件整備事業費補助金（融資主体補助型）

水路の整備等を実施

建設部治水課

緊急を要する水路の整備等を実施

■ 目的

緊急を要する水路の修繕の進捗を図ることで、安心安全なまちづくりを推進します。

■ 補正予算の概要

水路整備 8路線（補正予算額 70,200千円）

①幹線用排水路改修事業（加須地域）2路線 20,800千円

幹線用排水路を適正に維持管理するため、改修工事を実施します。

②枝線用排水路改修事業（3地域）6路線 49,400千円

枝線用排水路を適正に維持管理するため、改修工事を実施します。（一部県補助金あり）

○加須地域 3路線 28,400千円

○北川辺地域 2路線 12,000千円

○大利根地域 1路線 9,000千円

■ 補正予算額 70,200千円【県補助金あり】

〔財源内訳〕 県：2,442千円（補助率1/3）県費単独土地改良事業費補助金

市：67,758千円

加須市物産観光協会事業 「KAZOVENTURE」を支援

経済部観光振興課

加須市のサイクリングブランド「KAZOLING」を活用した加須市物産観光協会の事業『KAZOVENTURE』の実施に向けた支援

■ 事業名

物産観光協会支援事業

■ 目的

加須市物産観光協会の着地型旅行商品『KAZOVENTURE』造成事業は、加須市のサイクリングブランド「KAZOLING」を活用し、市内外の多様な事業所（飲食業、農業等）との連携により、交流人口の拡大を目指すものです。

当該事業は、観光庁の「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業」の採択を受けましたが、観光庁からの経費の支払いは事業終了後であり、それまでの間、加須市物産観光協会では事業資金の確保が困難であることから、加須市から当面の事業資金を一時的に貸し付ける（無利子）ものです。

なお、当該貸付金は、観光庁による経費の精算手続きが完了した後、市に返還されます。

■ 補正予算の概要

(1) 着地型旅行商品『KAZOVENTURE』について

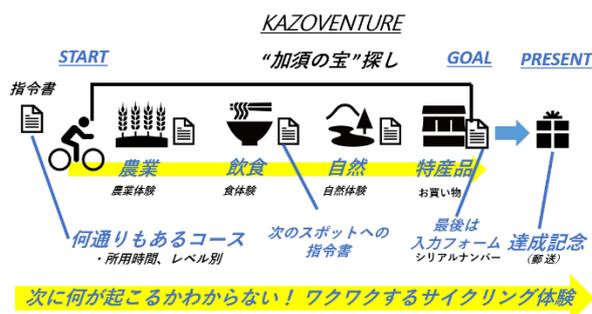
事業実施期間	令和3年7月中旬～令和4年1月末
内容	<p>○旅行商品『KAZOVENTURE』造成 参加者が市内の埋もれている観光資源・コンテンツを掘り起こすことを目的としたミステリーツアー（行程を明かさな体験型旅行商品）を造成します。</p> <p>○サイクリングガイドの育成 サイクリストのガイド育成及びeバイク（電動アシスト付き自転車）の活用による初心者でも安心安全な旅行商品の造成を検討します。</p> <p>○ワークショップ・モニターツアーの実施 加須市内事業者×サイクリングアドバイザー（有識者）と協力し、ワークショップ、モニターツアーを行います。</p>
事業実施主体	加須市物産観光協会

(2) 補正予算の内容

貸付金名称	金額
「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた」実証事業資金貸付金	10,300千円

■ 補正予算額 10,300千円【諸収入あり】

〔財源内訳〕物産観光協会：10,300千円 貸付金元金収入



道路の整備等を実施

建設部道路課

緊急を要する道路の修繕及び道路整備等を実施

■ 目的

緊急を要する道路の修繕、道路整備等の進捗を図ることで、安心安全なまちづくりを推進します。

■ 補正予算の概要

道路整備 9路線（補正予算額 148,200千円）

①道路維持管理事業（3地域）6路線 104,700千円

道路環境の安全性と快適性の向上を図ります。

○加須地域 4路線 73,500千円

○騎西地域 1路線 15,500千円

○北川辺地域 1路線 15,700千円

②幹線道路側溝事業（加須地域）1路線 24,500千円

幹線道路の浸水対策や道路幅員を有効活用した歩行者の安全確保及び通行の利便性を図ります。

③生活道路新設改良事業（加須地域）1路線 8,000千円

生活道路の交通アクセスの確保、日常生活における安全性及び通行の利便性の向上を図ります。

④生活道路側溝事業（大利根地域）1路線 11,000千円

生活道路の浸水対策や道路幅員を有効活用した歩行者の安全確保及び通行の利便性を図ります。

■ 補正予算額 148,200千円

道徳推進モデル校における研究の実施

学校教育部学校教育課

県教育委員会から道徳推進モデル校として委嘱を受けた志多見小学校及び加須西中学校において、道徳教育の改善・充実に係る研究を実施

■ 事業名

学習指導改善研究事業

■ 目的

学習指導要領の改正に伴い、道徳教育の充実が求められており、「考え、議論する道徳」への授業の質的な転換や、地域に根差した創意工夫のある実践が学校において重要になっています。

埼玉県では「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を実施しており、県教育委員会が県内8校の小・中学校を道徳推進モデル校として委嘱し、研究を進めています。

令和3年度は、志多見小学校及び加須西中学校の2校が推進モデル校の委嘱を受けたことから、両校において研究テーマに基づく研究を行い、得られた成果を全県的に発信します。

■ 補正予算の概要

(1) 研究テーマ

『考え、議論する道徳』への質的転換に向けて各校でテーマを設定

(2) 補正予算の内訳

道徳推進モデル校	予算額	内容
志多見小学校	378 千円	外部講師への謝礼、教材研究・環境整備に伴う費用、研究成果の刊行に関する費用等
加須西中学校	378 千円	

■ 補正予算額 756千円【県委託金あり】

〔財源内訳〕 県：756 千円（補助率 10/10）道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託金

童謡のふる里おおとね図書館の 浄化槽ブロワ修繕

生涯学習部図書館課

童謡のふる里おおとね図書館の浄化槽ブロワ修繕

■ 事業名

図書館管理運営事業

■ 目的

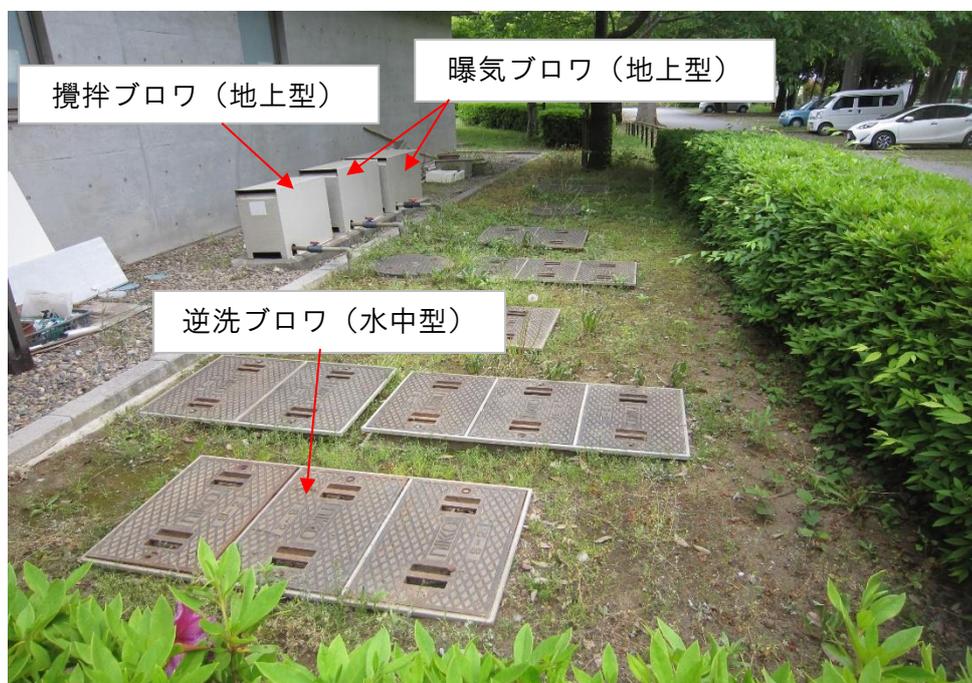
童謡のふる里おおとね図書館の浄化槽ブロワについては、全て水中型でしたが、4基のうち3基は、順次メンテナンスが容易な地上型に交換してきました。

現在、水中にある逆洗ブロワ1基の機能が弱まり空気漏れしているため、浄化槽内の汚水の分解に支障を来す恐れがあります。

そこで、逆洗ブロワを地上に引き上げ、地上型で機能を果たすようにするための修繕工事を実施します。

■ 補正予算の概要

浄化槽ブロワ修繕 623千円



■ 補正予算額 623千円

加須市協働によるまちづくり推進条例の一部改正

総合政策部市民協働推進課

新たな将来都市像が定められたことに伴う規定の整備

■ 条例の名称

加須市協働によるまちづくり推進条例の一部を改正する条例

■ 改正の趣旨

第2次加須市総合振興計画基本構想において、新たな将来都市像を定めたことに伴い、規定の整備を行うものです。

■ 主な改正内容

加須市協働によるまちづくり推進条例の前文中に引用する本市の将来都市像を次のように改めます。

「水と緑と文化の調和した元気都市 かぞ」



「絆でつくる 緑あふれる 安心安全・元気な田園都市 加須」

■ 施行期日

公布の日

加須市行政組織条例及び加須市都市計画審議会条例の一部改正

総合政策部業務改善課

計画的な土地利用や、道路、水路、公園などの整備を一体的に推進するため、「建設部」の組織名称を「都市整備部」に変更

■ 条例の名称

加須市行政組織条例及び加須市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

■ 改正の趣旨

第2次加須市総合振興計画基本構想において、都市部と農村部のバランスを図りながら便利で暮らしやすい住環境を形成していくこととしたことから、地域の特性を活かした計画的な土地利用や、従来から進めている道路、水路、公園など個別の都市基盤施設の整備を一体的に推進したいので、「建設部」の名称を「都市整備部」に改めるものです。

■ 主な改正内容

次の条文中、「建設部」を「都市整備部」に改めます。

- 加須市行政組織条例 第1条、第2条
- 加須市都市計画審議会条例 第8条

■ 施行期日

令和3年7月1日

加須市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会に関する文書の押印廃止

■ 条例の名称

加須市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

■ 改正の趣旨

固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服審査の手続等については、地方税法の規定及び同法の規定により準用される行政不服審査法の規定のほかは、条例で定めることとされています。

固定資産評価審査委員会に対する審査申出書等への押印に関しては、行政不服審査法は準用せず、条例で規定するものでありますが、一般的な不服審査に関する法令である行政不服審査法施行令の改正において、審査請求書への押印が廃止されたこと等を踏まえ、条例で定める審査申出書等の押印についても廃止するものです。

■ 主な改正内容

対象	文書の名称	改正内容
市民	審査申出書	審査申出人の押印を廃止
	口述書	提出者の署名押印を廃止
内部事務	意見陳述調書 口頭審理調書 実地調査調書 議事調書	固定資産評価審査委員会委員及び調書を作成した書記の押印を廃止

■ 施行期日

公布の日

加須市税条例の一部改正

総務部税務課

個人市民税の非課税判定に用いる扶養親族の範囲の見直し、セルフメディケーション税制の延長及び固定資産税の課税標準の特例の新設

■ 条例の名称

加須市税条例の一部を改正する条例

■ 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税及び固定資産税に係る規定等を改正すること。

■ 主な改正内容

(1) 個人市民税について

①個人市民税の非課税判定に用いる扶養親族の範囲の見直し

個人の市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の判定に用いる扶養親族の範囲について、所得税における扶養親族の取扱いに合わせ、30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこと。

②セルフメディケーション税制の延長

特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期限を令和9年度まで延長すること。

(2) 固定資産税について

①雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例の新設

特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に基づき、認定事業者が令和6年3月31日までに設置した雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準をその価格の3分の1とすること。

(本市では該当なし)

■ 施行期日

(1) ①令和6年1月1日

②令和4年1月1日

(2) ①特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日

加須市手数料条例の一部改正

総務部市民課

番号法の改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削除

■ 条例の名称

加須市手数料条例の一部を改正する条例

■ 改正の趣旨

個人番号カードの再交付に係る手数料については、加須市手数料条例の規定に基づき徴収を行っていましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の一部改正により、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が個人番号カードを発行し、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収の事務については同機構から市区町村長に委託できることになりました。

したがって、同法の施行日以降は当該委託に基づき手数料を徴収することとなり、加須市手数料条例に定めていた「個人番号カードの再発行」の手数料の規定が不要となるため、当該規定を削除するものです。

■ 主な改正内容

加須市手数料条例 別表第1（第2条関係）中
戸籍、住民基本台帳関係の手数料

13	個人番号カードの再交付	1件につき 800円
----	-------------	------------

…削除

■ 施行期日

令和3年9月1日

加須市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定

建設部まちづくり課

生産緑地地区の区域の規模（面積要件）に関する条件の引下げ

■ 条例の名称

加須市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

■ 制定の趣旨

生産緑地地区の区域の面積は、生産緑地法で 500 平方メートル以上と定められていますが、法の一部が改正され、市の条例で面積を定めることにより、300 平方メートルまで引き下げることが可能となりました。

市では、令和 4 年 12 月に生産緑地地区指定から 30 年を迎える生産緑地地区の所有者を対象に、特定生産緑地地区への意向確認を目的としたアンケート調査を実施した結果、面積要件を緩和してほしいとの意見が多くあったことも踏まえ、生産緑地地区の区域の面積の下限を引き下げる条件を定め、生産緑地地区の保全を図ることとするものです。

■ 制定内容

条例で定める区域の規模に関する条件は、300 平方メートル以上の規模の区域であることとする。

■ 施行期日

公布の日

県外避難者への訪問・支援

総務部総務課

第 20 回県外避難者宅への戸別訪問（郵送による調査）を実施

■ 実施目的

県外避難者の方々が市内で生活する上で困っていることなどを、戸別に訪問し、具体的に聞き取り、加須市として出来る支援に繋げるため実施します。また、市の各種事業への参加や、地域の自治会等への情報提供及び加入についてもその推進を図ります。

■ 実施内容

（1）実施方法

郵送によるアンケート（令和 3 年 5 月に実施）

※前回の第 19 回（令和 2 年 12 月実施）と同様に避難者及び訪問者相互の新型コロナウイルス感染予防のため、戸別訪問ではなく、アンケートを郵送し、返送する方式により実施

（2）対象

東日本大震災の発生に起因する原発事故等に伴い、市内へ避難している全ての避難者世帯（避難者数 453 人で 167 世帯）

※避難者数は、県市町村課、双葉町等からの情報（令和 3 年 5 月 1 日確認データ）

（3）世帯内訳

避難元市町村別の市内避難先地域内訳（単位：世帯）

避難元／地域名	計	加須	騎西	北川辺	大利根
福島県 双葉町	141	69	72		
南相馬市	4	3	1		
浪江町	10	8	2		
富岡町	5	4			1
大熊町	3	3			
楢葉町	2		2		
飯舘村	2	2			
計	167	89	77	0	1

■ 前回（第 19 回）の戸別訪問（アンケート郵送による返送方式）

（1）実施機関 令和 2 年 12 月

（2）対象世帯 169 世帯（464 人）

（3）回答率 41.2%（訪問拒否等の 33 世帯を除く、136 世帯うち 56 世帯から回答）

※第 20 回の結果は、7 月中旬頃にまとまる予定です。